

## 議案第91号関連資料

### 明石市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の改正案の概要

#### 1 改正理由

国家公務員の取扱いに準じて、本市職員及び職員以外の者に対して支給する旅費の取扱いを見直すため、条例の一部を改正しようとするものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 旅費種目ごとの取扱いの変更

旅費種目	現 行		改 正												
宿 泊 費	定額支給  <table border="1"><tr><td>級</td><td>一律</td></tr><tr><td>1級</td><td>14,800円</td></tr><tr><td>2級</td><td>10,900円</td></tr></table>		級	一律	1級	14,800円	2級	10,900円	上限付き実費支給 都道府県ごとに上限額設定  <table border="1"><tr><td>級</td><td>都道府県ごとの上限</td></tr><tr><td>1級</td><td>11,000円～27,000円</td></tr><tr><td>2級</td><td>8,000円～19,000円</td></tr></table> ※最高額：東京都、京都府 最低額：鳥取県、山口県、福島県	級	都道府県ごとの上限	1級	11,000円～27,000円	2級	8,000円～19,000円
級	一律														
1級	14,800円														
2級	10,900円														
級	都道府県ごとの上限														
1級	11,000円～27,000円														
2級	8,000円～19,000円														
包 括 宿 泊 費 (新 設)			実費支給 パック旅行に要する費用												
日 当 (廃 止)	定額支給 昼食代を含む諸雑費に充てるため、遠方へ出張する場合、宿泊の有無に 関わらず、日額を支給  <table border="1"><tr><td>級</td><td>遠方</td><td>近接地乙地</td></tr><tr><td>1級</td><td>3,000円</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>2級</td><td>2,200円</td><td>1,100円</td></tr></table>		級	遠方	近接地乙地	1級	3,000円	1,500円	2級	2,200円	1,100円	廃止			
級	遠方	近接地乙地													
1級	3,000円	1,500円													
2級	2,200円	1,100円													
宿 泊 手 当 (新 設)			定額支給 ※宿泊を伴う旅行にのみ、 1夜につき2,400円を支給 ※宿泊費に夕朝食費用が含まれる場合は、各800円を減額												
日 額 旅 費 (廃 止)	定額支給 研修等で9日以上滞在する際に支給 目的地・日数区分に応じた額を支給		廃止												

※1級：市長、副市長、教育長、公営企業管理者及び常勤の監査委員、市議会議員等

2級：1級以外の職員、及び職員以外の者

##### (2) 自宅からの実費支給が可能

現行では直行直帰の場合であっても、定額主義の考え方から、勤務地から目的地までの支給としていましたが、出張命令権者が認める場合は、自宅から目的地までの旅費を支給します。

### (3) 旅費の給与からの返納を規定

旅費を未精算である者、過払い金が未返納である者、条例及びこれに基づく規則に違反して旅費の支給を受けた者に対して、返納を求める旅費相当額を給与から差し引くことができる旨の規定を新設します。

### (4) その他上記改定に伴う規定整備等

## 3 改正する条例

- (1) 明石市職員の旅費に関する条例
- (2) 明石市議会政務活動費の交付に関する条例
- (3) 明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- (4) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- (5) 証人等の費用弁償に関する条例
- (6) 明石市固定資産評価審査委員会条例
- (7) 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例
- (8) 明石市消防団条例

## 4 施行期日

令和8年4月1日